

広島県告示第九百七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	行 居 宅 サービス 事業 所	指定年月日
	社会福祉法人 広島常光福祉 会	広島市東区福田五 丁目一六五番地 の三	老人保健施設ス カイバード	広島市東区福田町 三一九八番地	